

看護師確保による新型コロナウイルス感染症対策事業委託 仕様書

1. 業務名

看護師確保による新型コロナウイルス感染症対策事業委託

2. 業務目的

児童の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染者の濃厚接触者となった場合等において、一時保護等が必要となった児童の対応として、児童相談所一時保護所で一時保護を行う。一時保護を行った際の児童の健康観察等の個別的な対応を適切に行うことや、児童に症状が出た場合における関係機関（保健所及び医療機関）との連絡調整を迅速かつ適切に行うため、看護師による一時保護所での感染症対策を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 一時保護所の感染症対策業務

- ・一時保護を行う場所は、精華学院（奈良市高樋町 172）、中央こども家庭相談センター（奈良市紀寺町 833）、天理養徳院（天理市別所町 715-3、天理市守目堂町 198 及び付近の一時保護実施施設）、いこま乳児院（生駒市元町 2-14-8 及び付近の一時保護実施施設）、いかるが乳児院（生駒郡斑鳩町法隆寺 2-12-8 及び付近の一時保護実施施設）とする。
- ・施設の管理は児童の一時保護が必要となった期間中の 10:00 から 19:00 の 9 時間（休憩 1 時間含む）とする。
※ただし、履行期間中に一時保護が必要とならない場合もある。
※児童の一時保護の予定期間が短縮された場合、残りの看護師配置予定期間は、精華学院又は中央こども家庭相談センターにおいて一時保護業務を補助する。
- ・精華学院及び中央こども家庭相談センターでは、看護師 1 名と児童相談所一時保護所職員等 1 名の 2 名体制で児童の対応を行う。
- ・天理養徳院、いこま乳児院、いかるが乳児院では、看護師 1 名と施設職員による 2 名以上の体制で児童の対応を行う。
- ・3 歳未満の乳幼児を一時保護する場合の施設の管理は一時保護が必要となった期間中の 18:30 から翌日の 10:30 までの 16 時間（休憩 2 時間含む）も追加する。
- ・看護師が行う業務は主に下記①～⑨のとおりとする。
 - ①児童の健康観察等の個別的な対応
 - ②関係機関（保健所、医療機関等）との連絡調整
 - ③一時保護所職員等及び児童養護施設と乳児院の施設職員に対する医療的な助言
 - ④児童の健康観察等の業務日報の作成及び県への提出
 - ⑤一時保護実施にかかる衛生管理及び感染防止業務（消毒・清掃等）
 - ⑥衛生用品（消毒液、防護服等）の管理

- ⑦児童の食事の配膳及び片付け
- ⑧児童の食事、排泄、入浴等の介助の補助
- ⑨その他、濃厚接触児童の一時保護施設の管理運営に必要な業務

(2) 看護師配置業務

- ・ 県で一時保護する予定期間を決定した後、すみやかに常時1名配置する看護師を決定すること。
- ・ 新たに看護師が施設で従事する際、その都度活動内容について概要説明を行う。特に、安全に活動するため感染対策については必ず説明を行うこと。
- ・ 配置する看護師の条件は下記①～③のとおりとする。
 - ①看護師免許又は准看護師免許を有し、看護師業務の経験が1年以上あること。
 - ②医師の指示書に従い、処置ができること。
 - ③心身ともに健康な者。

(3) 看護師確保業務

- ・ 一時保護期間中、安定して看護師を配置できるよう確保する。
- ・ 期間中、継続的に一時保護所で看護師が従事できるよう、勤務体制のマネジメントを行う。
- ・ 3. 業務内容の(1)の一時保護を行う場所に、看護師自らが行き帰りすること。

(4) 事業報告書の提出

- ・ 県は必要に応じて業務実施状況等について受託者に直接来庁させ報告を求められることができるものとする。

4. 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5. 委託料の支払等

- ・ 委託料の支払は、月ごとの実績に応じた精算払いとし、適正な請求書及び請求にかかる関係書類を受理した後、支払うものとする。
- ・ 契約方法は、1日あたり(10:00から19:00まで)の単価契約(税別)とする。ただし、年末年始(12/30～1/3)は、契約単価の30%増とする。
- ・ 3歳未満の乳幼児の一時保護時は、以下の要領で算出する。
 - ① 契約単価を実働時間(8時間)で割った金額の20%増とした額に3歳未満の乳幼児の一時保護で追加する14時間を乗じた金額とする。
 - ② 3歳未満の乳幼児の一時保護時の年末年始(12/30～1/3)は、上記①で算出した金額の30%増とする。

6. 秘密の遵守

本件受託者及び従事した看護師は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可

なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

7. 個人情報保護の取扱

本件受託者及び従事した看護師は、業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行うこと。

8. その他事項

- (1) 受託者は、本業務を自ら実施するものとし、原則再委託してはならない。再委託の必要が生じた際は県と協議し、その承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。また、本業務委託により生じた著作権並びに著作権、その他一切の権利については、すべて奈良県に帰属するものとし、受託者（再委託が行われる場合にあつては再委託先を含む）は、県及び県が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存すること。
- (4) 受託者はこの業務委託によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの業務の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (5) 業務の遂行に当たっては関係法令を順守すること。また別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (6) その他仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合には県と受託者が協議の上、決定すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注：「甲」は「県」を、「乙」は「契約者」をいう。)

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。